

一般社団法人与信管理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人与信管理協会と称し、英文ではThe Association of Credit Management-Japanと表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、与信管理および関連する諸分野についての理論および実務の研究ならびに与信管理の品質および与信管理実務担当者の専門的能力の向上を推進するとともに、与信管理に関する知識を広く一般に普及することにより、わが国の産業、経済の健全な発展に資することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 与信管理士など本会所定の資格の認定
- (2) 与信管理に関する指針および資料の作成ならびに普及
- (3) 与信管理の発展に寄与した組織体および図書、文献の表彰ならびに研究助成
- (4) 与信管理関連情報および資料の収集、研究調査ならびに配布
- (5) 機関誌、図書その他の印刷物の編集および刊行
- (6) セミナー、講演会、研修会その他各種イベントの開催
- (7) 与信管理に関する相談および支援
- (8) 内外関係団体との連絡および提携
- (9) 国会、関係省庁、関係団体などへの建議または答申
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会および監事を置く。

第2章 社員

(社員の資格等)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した法人または個人とし、社員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後、社員となるには、当法人所定の申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を受けなければならない。

2 社員が、住所、氏名、商号、名称等を変更した場合は、すみやかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、1か月前に会長へ書面で申し出ることにより、退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第25条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 解散し、または破産したとき。
- (4) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。

(社員の資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 社員が前条の定めによりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 会員

(会員の資格)

第12条 当法人の会員は、法人会員、個人会員および名誉会員とする。

- (1) 法人会員 当法人の目的に賛同し、別に定める規程に従い入会する法人または団体
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同し、別に定める規程に従い入会する個人
- (3) 名誉会員 当法人または与信管理業界への功労のあった者で、別に定める規程に従い、理事会において承認された個人

(入会)

第13条 当法人の成立後、会員となるには、別に定める規程に従い、当法人所定の申込書により入会の申込をしなければならない。

2 会員が、住所、氏名、商号等を変更した場合は、すみやかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(入会金および会費)

第14条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第15条 会員は、所定の退会届を会長へ提出することにより、いつでも退会することができ

る。

(除名)

第16条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、出席理事の3分の2以上の賛成による理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第17条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず督促後3か月以上納入されなかつたとき。
- (2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 解散し、または破産したとき。
- (4) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。

(会員の資格喪失に伴う権利および義務)

第18条 会員が前条の定めによりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 21 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員の選任および解任
- (3) 役員報酬等の支給に関する規程および役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第 22 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 23 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 24 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で規定した事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第26条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議および報告の省略)

第27条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で規定するところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(社員総会規則)

第29条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員)

第30条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事会の決議によって理事の中から1名を会長として選定し、必要に応じて、副会長、専務理事および常務理事を選定する。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事および常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第32条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で規定するところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示

し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除または限定)

- 第38条 当法人は、理事および監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に規定する要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、外部理事および外部監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に規定する要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問および参与)

- 第39条 当法人に、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は、当法人の発展に貢献の認められる者の中から、理事会において選任または解任する。
- 3 顧問および参与は、学識経験者または当法人に功労があった者の中から、理事会において選任または解任する。
- 4 名誉会長は、当法人の運営に関して会長に対して意見を述べることができる。
- 5 顧問は、当法人の運営に関して会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べるものとする。
- 6 参与は、当法人の業務の処理に関して会長の諮問に答えるものとする。
- 7 第34条第1項の定めは、顧問および参与について準用する。
- 8 顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを

することができる。

第6章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 第38条第1項の責任の一部免除および同条第2項の責任限定契約の締結

(種類および開催)

第42条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、少なくとも毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理

事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに理事および監事に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第44条 理事会の議長は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第45条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第47条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(職務の執行状況の報告)

第48条 会長、副会長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに署名もしくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第50条 理事会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第53条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 清算

(残余財産の帰属等)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 当法人の事務を処理するため、理事会の決議により、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第58条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、当法人の役員もしくは会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第60条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 奥島 孝康

設立時理事 奥島 孝康

設立時理事 富川 洋

設立時理事 堀 龍兒

設立時理事 松嶋 英機

設立時理事 松澤 三男

設立時理事 大宮 有史

設立時理事 菅野 健一

設立時理事 鈴木 龍介

設立時監事 杉山 和彦

設立時監事 丸岡 裕

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第61条 設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

1. 奥島 孝康
2. 堀 龍兒
3. 松嶋 英機
4. 菅野 健一
5. 鈴木 龍介
6. 株式会社きんざい
7. 株式会社商事法務

(設立時の主たる事務所)

第62条 設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上